

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化」Q & Aの改正について

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）により、医療費控除の申告手続が改正され、医療保険者が交付する医療費通知を医療費の明細書として確定申告書等に添付した場合には当該医療費に係る領収書の保存を要しないこととされたことに伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 41 号。以下「改正省令」という。）が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとされました。

その取扱いについては、「医療費通知を活用した医療費控除の簡素化」Q & A（平成 29 年 7 月 3 日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）によりお示ししておりますが、更なる具体化を図るため、別添のとおり改正することとしました。内容を御了知の上、適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、税務当局と協議済みであることを申し添えます。

以上